

令和7年第2回定例市議会議案

岸和田市

令和7年第2回定例市議会議案

議案番号	件名	備考・頁
報告第3号	専決処分の報告について	P. 5
報告第4号	令和6年度岸和田市継続費繰越計算書の報告について	P. 9
報告第5号	令和6年度岸和田市繰越明許費繰越計算書の報告について	P. 13
報告第6号	令和6年度岸和田市事故繰越し繰越計算書の報告について	P. 17
報告第7号	令和6年度岸和田市下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について	P. 21
報告第8号	令和6年度岸和田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	P. 25
報告第9号	一般財団法人岸和田市公園緑化協会の経営状況の報告について	P. 29
議案第40号	岸和田市長の政治倫理に関する条例の制定について	P. 41
議案第41号	岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	P. 47
議案第42号	岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について	P. 51
議案第43号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	P. 57
議案第44号	岸和田市市税条例の一部改正について	P. 61
議案第45号	岸和田市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正について	P. 67
議案第46号	岸和田市営葬儀条例の一部改正について	P. 71
議案第47号	岸和田市墓苑条例の一部改正について	P. 75

議案番号	件名	備考・頁
議案第48号	岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部改正について	P. 79
議案第49号	岸和田丘陵地区地区計画の区域内における建築物等及び緑化率の制限に関する条例の一部改正について	P. 83
議案第50号	岸和田市都市公園条例の一部改正について	P. 87
議案第51号	岸和田市水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	P. 91
議案第52号	令和7年度岸和田市一般会計補正予算（第1号）	P. 95
議案第53号	令和7年度岸和田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	P. 103
議案第54号	令和7年度岸和田市下水道事業会計補正予算（第1号）	P. 107
議案第55号	訴えの提起について	P. 109
議案第56号	財産取得について （GIGAスクール構想に伴う岸和田市立小中学校学習者用タブレットPC端末（共同調達分））	P. 111
議案第57号	財産取得について （災害対応特殊救急自動車）	P. 113
議案第58号	町の区域の変更及び町の新設について	P. 115
議案第59号	監査委員選任につき同意を求めるについて	別途送付
議案第60号	教育委員会の委員任命につき同意を求めるについて	別途送付

報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により本議会に報告する。

令和7年6月23日提出

岸和田市長 佐野英利

専決処分第5号

損害賠償の額を定め和解するについて

本市は、次のとおり損害賠償の額を定め、和解するため、地方自治法第180条第1項並びに市長の専決処分事項に関する条例第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和7年5月30日処分

岸和田市長 佐野英利

記

損害賠償の発生原因	金額
公用車運転中における自転車接触事故	63,739円 (治療費等)

報告第4号

令和6年度岸和田市継続費繰越計算書 の報告について

地方自治法施行令第145条第1項の規定により継続費の逡次繰越しを行ったので、同項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和7年6月23日提出

岸和田市長 佐野英利

令和6年度岸和田市

款	項	事業名	継続費額の総額	令和6年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 過次繰越額	計
			円	円	円	円
03 民生費	02 児童福祉費	市立認定こども園整備事業 (市立旭・太田こども園)	847,745,000	465,227,000	339,098,000	804,325,000
03 民生費	02 児童福祉費	市立認定こども園整備事業 (市立春木・大芝こども園)	680,000,000	272,000,000		272,000,000
04 衛生費	01 保健衛生費	斎場整備事業	3,507,653,000	7,920,000	244,099,000	252,019,000
10 教育費	02 小学校費	小学校大規模改造事業	1,480,000,000	592,000,000		592,000,000
10 教育費	03 中学校費	中学校整備事業	400,000,000	160,000,000		160,000,000
合 計			6,915,398,000	1,497,147,000	583,197,000	2,080,344,000

継続費繰越計算書

(一般会計)

支出額及び 支出見込額	残 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
			繰 越 金	特 定 財 源			
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他
円	円	円	円	円	円	円	円
785,385,315	18,939,685	18,939,685	1,439,685			17,500,000	
175,770,000	96,230,000	96,230,000	6,730,000			89,500,000	
13,211,000	238,808,000	238,808,000	29,904,000			89,500,000	119,404,000
546,260,000	45,740,000	45,740,000	45,740,000				
0	160,000,000	160,000,000	16,000,000			144,000,000	
1,520,626,315	559,717,685	559,717,685	99,813,685	0	0	340,500,000	119,404,000

報告第5号

令和6年度岸和田市繰越明許費繰越計算書 の報告について

地方自治法施行令第146条第1項の規定により繰越しを行ったので、
同条第2項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和7年6月23日提出

岸和田市長 佐野英利

令和6年度岸和田市

款	項	事業名	金額
02 総務費	01 総務管理費	庁舎等管理事業	円 27,170,000
03 民生費	01 社会福祉費	物価高騰重点支援給付金支給事業	110,139,559
06 農林水産業費	01 農業費	土地改良施設管理事業	4,796,000
		土地改良施設整備事業	21,820,200
		丘陵地区農整備事業	28,868,500
08 土木費	02 道路橋りょう費	橋りょう維持事業	37,000,000
	07 都市計画費	市街地形成事業	71,352,001
		田治米畑町線整備事業	26,277,900
		丘陵地区整備事業	44,900,000
08 住宅費	市営住宅整備事業	16,170,000	
10 教育費	01 教育総務費	学校園空調設備整備事業	27,660,000
	02 小学校費	小学校大規模改造事業	114,026,000
	03 中学校費	中学校大規模改造事業	29,438,000
合 計			559,618,160

繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳					
	既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
		国 庫 支 出 金	府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円
27,170,000						27,170,000
110,139,559						110,139,559
4,796,000			4,796,000			0
21,820,200			7,426,380	9,600,000	4,474,410	319,410
28,868,500				23,800,000		5,068,500
37,000,000		9,256,000		27,600,000		144,000
71,352,001		38,620,000		28,300,000		4,432,001
26,277,900		11,464,000		8,400,000		6,413,900
44,900,000				33,600,000		11,300,000
16,170,000	6,358,000			9,800,000		12,000
27,660,000		3,662,000		23,900,000		98,000
114,026,000		32,540,000		81,400,000		86,000
29,438,000		8,170,000		21,200,000		68,000
559,618,160	6,358,000	103,712,000	12,222,380	267,600,000	4,474,410	165,251,370

報告第 6 号

令和 6 年度岸和田市事故繰越し繰越し計算書 の報告について

地方自治法第 220 条第 3 項ただし書の規定により繰越しを行った
ので、同法施行令第 150 条第 3 項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 23 日提出

岸和田市長 佐 野 英 利

令和6年度岸和田市

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳	
				支出済額	支出未済額
02 総務費	01 総務管理費	公共施設管理事業	円 11,614,900	円	円 11,614,900
合 計			11,614,900	0	11,614,900

事故繰越し繰越計算書

(一般会計)

支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			説 明
		既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	一般財源	
円 11,614,900	円 11,614,900	円	円 10,400,000	円 1,214,900	照明器具の選定等の設計協力を求めていた製造業者が建設業法に基づく行政処分を受けたことにより、期間内に設計が完了しなかったため
11,614,900	11,614,900	0	10,400,000	1,214,900	

報告第7号

令和6年度岸和田市下水道事業会計
継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により継続費の
繰越しを行ったので、同項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和7年6月23日提出

岸和田市長 佐野英利

令和6年度岸和田市下水道

款	項	事業名	継続費額の総額	令和6年度継続費予算現額		
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計
1	1	下野町下水ポンプ受変電設備更新事業	円 362,000,000	円 142,000,000	円	円 142,000,000
合 計			362,000,000	142,000,000	0	142,000,000

事業会計継続費繰越計算書

支払義務 発生（見込） 額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	翌年度通次繰越額に 係る財 源 内 訳				翌年度通次繰越 額に係る繰越を 要するたな卸資 産の購入限度額
			補 助 金	企 業 債	繰越工事 資 金	損益勘定 留保資金	
円	円	円	円	円	円	円	円
0	142,000,000	142,000,000		54,800,000	64,025,000	23,175,000	
0	142,000,000	142,000,000	0	54,800,000	64,025,000	23,175,000	0

報告第 8 号

令和 6 年度岸和田市下水道事業会計
予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法第26条第 1 項の規定により建設改良費の繰越しを行ったので、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり報告する。

令和 7 年 6 月 23 日提出

岸和田市長 佐 野 英 利

令和6年度岸和田市下水道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額 発生額
1 資本的支出	1 建設改良費	田治米町他管渠布設事業	83,130,000	2,553,615
		下水汚泥処理施設建設委託事業	1,503,000	1,121,214
合 計			84,633,000	3,674,829

事業会計予算繰越計算書

翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額をなす購入の額	繰越る資産の限度	説明
	補助金	企業債	出資金	損益勘定留保資金				
円 80,576,385	円 0	円 73,800,000	円 0	円 6,776,385	円 0	円 0	地元関係者との協議・調整及び材料の調達に日数を要したため	
円 381,786	円 0	円 0	円 0	円 381,786	円 0	円 0	大阪府が実施する建設事業が、翌年度へ繰越となったため	
円 80,958,171	円 0	円 73,800,000	円 0	円 7,158,171	円 0	円 0		

報告第9号

一般財団法人岸和田市公園緑化協会の 経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人岸和田市公園緑化協会の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和7年6月23日提出

岸和田市長 佐野英利

令和6年度 一般財団法人岸和田市公園緑化協会 事業報告書

事業概要

<実施事業>

『緑化等事業』では、「みどりのリサイクル」として、発生した樹木の剪定枝葉を再生資源施設会社で破碎・チップ化し、再生・有効活用できるようにリサイクルを行いました。また、熟成させたチップを振るい分けしたものを袋詰めにし、土壌改良材として市内各保育所、幼稚園、小・中学校や町会、ボランティア団体等に配布しました。落葉についてもリサイクルして市民に配布し、緑化推進に取り組みました。また、「緑化講習会等」としては、中央公園にて年9回、浜工業公園にて年1回の講習会（草花の寄せ植え・松竹梅の寄せ植え等）を開催し、広く市民に緑と花への親しみの場を提供しました。

『公園施設等整備事業』では、公園施設（スポーツ施設を含む）等の改修・修繕及び緊急を要する市内各公園の整備を適宜行いました。

『ゲートボール場「すば一く岸和田」運営事業』においては、利用者の健康・体力づくりを図るとともに、利用率を上げるため、ゲートボール以外の利用促進等、効果的な管理運営に努めました。

<その他事業>

『指定管理事業』では、「中央公園指定管理事業」「都市公園等指定管理事業」として市内公園・児童遊園・ちびっこ広場・緑地等の除草・清掃、ごみ収集、花壇の植栽・管理、樹木剪定等を行うとともに、公園施設等を定期的に巡回し、遊具などの点検・補修等を行い「街と人」・「人と緑」の調和のとれた快適な都市機能が発揮できるよう維持管理に努めました。また、中央公園・浜工業公園の有料施設（プール、テニスコート、スポーツ広場、球技広場、管理棟）及び南公園小体育館の効果的な運営管理を行いました。

「総合体育館指定管理事業」では、大規模施設として快適な環境を提供し、利用者の安全を守るため、日常の保守点検には万全を尽くしました。

主な行事としては、岸和田市民大会をはじめ、各種目の全国大会予選大会、全日本フットサル選手権等の大規模な競技会と、観るスポーツとして、Fリーグ公式戦（フットサル）、Wリーグ（バスケットボール女子）、Vリーグ（バレーボール）等が開催され、多くの入場者を迎えることができました。また、市民体育大会、社会人クラブ

チームの各種大会、室内運動会や障害者のスポーツイベント、スポーツ以外の市が主催する行事等にも幅広く利用されました。その他、一般スポーツ団体の競技会や練習での利用等にも、有効かつ公平に利用していただけるよう施設運営に努めました。さらに、腰・肩凝りストレッチ、サーキットトレーニング等、利用者の体力向上・健康保持増進のため、トレーニングルームの運営を行いました。

「市民体育館指定管理事業」では、小規模屋内スポーツ施設として、市民のスポーツを楽しむ機会を増やし、楽しく健康で生きがいのある暮らしをサポートすることに努めました。

また、「運動広場等指定管理事業」では、屋外スポーツ施設として、市民のスポーツを楽しむ機会を増やし、楽しく健康で生きがいのある暮らしをサポートすることに努めました。

「駐車場指定管理事業」では、中央公園・総合体育館の利用者が安全・快適に利用できるよう適切な管理運営に努めました。

「指定管理関連事業（紅葉館）」では、国登録文化財旧岸和田村尋常小学校舎の管理を行いました。

「スポーツ振興事業」では、テニス女子ダブルス大会を年3回、平日を利用して開催しました。フィットネス教室として、からだ改善教室・リラックスヨガ教室の2種目を臨海会館で、中高齢者を対象にした1種目をゲートボール場で開催しました。また、総合体育館においてスポーツ教室を行い、生涯スポーツの振興に寄与するとともに、それぞれの施設の有効利用を図りました。

令和6年度 正味財産増減計算書 予算実績対比表
実施事業会計

〔 令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで 〕

科 目	予算額	決算額	増減
	円	円	円
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①事業収益	(13,249,000)	(7,004,100)	(6,244,900)
緑化等事業収益	5,700,000	5,660,100	39,900
ゲートボール場運営事業収益	1,700,000	1,344,000	356,000
公益目的繰入金	5,849,000	0	5,849,000
②受取寄付金	(0)	(0)	(0)
寄付金収益	0	0	0
③雑収益	(0)	(0)	(0)
雑収益	0	0	0
経常収益計	13,249,000	7,004,100	6,244,900
(2) 経常費用			
①事業費			
緑化等事業費	7,880,000	6,071,286	1,808,714
公園施設等整備事業費	1,455,000	121,440	1,333,560
ゲートボール場運営事業費	3,914,000	3,004,846	909,154
事業費計	13,249,000	9,197,572	4,051,428
経常費用計	13,249,000	9,197,572	4,051,428
当期経常増減額	0	△ 2,193,472	2,193,472
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	△ 2,193,472	2,193,472
当期一般正味財産増減額	0	△ 2,193,472	2,193,472
一般正味財産期首残高	12,732,574	12,732,574	0
一般正味財産期末残高	12,732,574	10,539,102	2,193,472
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	12,732,574	10,539,102	2,193,472

令和6年度 正味財産増減計算書 予算実績対比表
 その他事業会計

〔 令和6年4月1日から
 令和7年3月31日まで 〕

科 目	予算額	決算額	増減
	円	円	円
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
①事業収益	(396,857,000)	(385,361,334)	(11,495,666)
都市公園等指定管理事業収益	126,232,000	126,033,503	198,497
中央公園指定管理事業収益	56,273,000	52,258,650	4,014,350
総合体育館指定管理事業収益	98,448,000	93,268,567	5,179,433
市民体育館指定管理事業収益	22,847,000	22,216,043	630,957
運動広場等指定管理事業収益	39,921,000	38,083,625	1,837,375
駐車場指定管理事業収益	43,002,000	41,997,400	1,004,600
指定管理関連事業収益(紅葉館)	720,000	720,000	0
売店等運営事業収益	6,501,000	7,224,966	△ 723,966
スポーツ振興事業収益	2,913,000	3,558,580	△ 645,580
②雑収益	(0)	(0)	(0)
雑収益	0	0	0
経常収益計	396,857,000	385,361,334	11,495,666
(2) 経常費用			
①事業費			
都市公園等指定管理事業費	126,232,000	120,356,405	△ 162,867
中央公園指定管理事業費	56,273,000	49,363,380	8,869,892
総合体育館指定管理事業費	98,448,000	97,160,213	463,538
市民体育館指定管理事業費	22,847,000	20,294,070	261,076
運動広場等指定管理事業費	39,921,000	37,503,154	1,547,991
駐車場指定管理事業費	43,002,000	38,725,083	△ 1,384,821
指定管理関連事業費(紅葉館)	720,000	709,236	△ 2,073
売店等運営事業費	6,501,000	5,246,020	287,917
スポーツ振興事業費	2,913,000	3,147,792	△ 618,261
事業費計	396,857,000	372,505,353	24,351,647
経常費用計	396,857,000	372,505,353	24,351,647
評価損益等調整前当期経常増減額	0	12,855,981	△ 12,855,981
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	0	12,855,981	△ 12,855,981
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	12,855,981	△ 12,855,981
当期一般正味財産増減額	0	12,855,981	△ 12,855,981
一般正味財産期首残高	108,474,711	108,474,711	0
一般正味財産期末残高	108,474,711	121,330,692	△ 12,855,981
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	108,474,711	121,330,692	△ 12,855,981

令和6年度 正味財産増減計算書 予算実績対比表
法人会計

〔 令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで 〕

科 目	予算額	決算額	増減
	円	円	円
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取利息	1,000	0	1,000
雑収益	208,000	5,886,623	△ 5,678,623
法人財産繰入金	14,910,000	0	14,910,000
スポーツ振興事業繰入金	0	0	0
経常収益計	15,119,000	5,886,623	9,232,377
(2) 経常費用			
①管理費			
給与費	9,914,000	1,200,000	8,714,000
諸経費	5,205,000	4,437,984	767,016
管理費計	15,119,000	5,637,984	9,481,016
経常費用計	15,119,000	5,637,984	9,481,016
当期経常増減額	0	248,639	△ 248,639
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
他会計振替額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	0	248,639	△ 248,639
当期一般正味財産増減額	0	248,639	△ 248,639
一般正味財産期首残高	1,191,393	1,191,393	0
一般正味財産期末残高	1,191,393	1,440,032	△ 248,639
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	1,191,393	1,440,032	△ 248,639

令和6年度 貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

科 目	当年度	前年度	増減
	円	円	円
I 資産の部			
1 流動資産			
(1) 現金・預金	87,152,634	70,905,217	16,247,417
現金預金合計	87,152,634	70,905,217	16,247,417
(2) その他流動資産			
未収入金	25,874,669	29,104,350	△ 3,229,681
立替金	0	7,074,360	△ 7,074,360
仮払金	785,160	788,590	△ 3,430
その他流動資産合計	26,659,829	36,967,300	△ 10,307,471
流動資産合計	113,812,463	107,872,517	5,939,946
2 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金(基)	10,000,000	10,000,000	0
基本財産合計	10,000,000	10,000,000	0
(2) 特定資産			
定期預金(特)	14,000,000	14,000,000	0
特定資産合計	14,000,000	14,000,000	0
(3) その他固定資産			
建物	299,547,690	299,547,690	0
車両運搬具	927,050	927,050	0
什器備品	6,132,400	6,132,400	0
ソフトウェア	523,580	523,580	0
減価償却累計額	△ 269,485,026	△ 266,677,051	△ 2,807,975
実施事業等会計	60,000,000	60,000,000	0
その他固定資産合計	97,645,694	100,453,669	△ 2,807,975
固定資産合計	121,645,694	124,453,669	△ 2,807,975
資産合計	235,458,157	232,326,186	3,131,971
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	27,066,639	32,145,185	△ 5,078,546
預り金	1,193,294	2,762,323	△ 1,569,029
仮受金	0	0	0
流動負債合計	28,259,933	34,907,508	△ 6,647,575
2 固定負債			
その他会計	60,000,000	60,000,000	0
退職給付引当金	14,000,000	14,000,000	0
預り保証金	1,020,000	1,020,000	0
固定負債合計	75,020,000	75,020,000	0
負債合計	103,279,933	109,927,508	△ 6,647,575
III 正味財産の部			
1 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2 一般正味財産			
(内基本財産への充当額)	(10,000,000)	(10,000,000)	(0)
(内特定資産への充当額)	(14,000,000)	(14,000,000)	(0)
正味財産合計	132,178,224	122,398,678	9,779,546
負債及び正味財産合計	235,458,157	232,326,186	3,131,971

令和7年度 事業計画書

<実施事業計画>

1 緑化等事業

- (1) みどりのリサイクル事業
- (2) 花いっぱい推進事業
- (3) パンフレットの作成・配布
- (4) 清掃活動・街頭における緑化啓発
- (5) 緑化等講習会（中央公園年6回、浜工業公園年4回開催予定）
- (6) フラワースクール講習会（年1回開催予定）
- (7) 市民フェスティバル参加
- (8) 緑の募金活動
- (9) コンクール表彰（「まちを美しくする市民運動推進協議会」緑化推進部会における表彰）
- (10) 公園写真コンクール

2 公園施設等整備事業

各公園・児童遊園及び施設（スポーツ施設を含む）の整備事業の推進

3 ゲートボール場「すぱーく岸和田」運営事業

生涯スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、利用者の健康・体力の増進に寄与

<その他事業計画>

1 指定管理事業

- (1) 中央公園指定管理事業
 - ① 園内の維持管理
 - ② 園内「有料施設」の管理運営
- (2) 都市公園・児童遊園等指定管理事業
 - ① 園内の維持管理
 - ② 園内「有料施設」の管理運営
- (3) 駐車場運営指定管理事業
- (4) 総合体育館指定管理事業
 - ① 施設の維持管理と運営
 - ② トレーニングルームの運営
- (5) 市民体育館指定管理事業
 - ① 施設の維持管理と運営
- (6) 運動広場等指定管理事業
 - ① 施設の維持管理と運営
- (7) 指定管理関連事業
 - ① 紅葉館の管理

2 売店等運営事業

3 スポーツ振興事業

- (1) スポーツ大会の企画・実施（総合体育館、中央公園、浜工業公園）
- (2) スポーツ教室の開催・運営
- (3) 集客イベント等の実施
- (4) 地域活性化事業の実施

令和7年度 実施事業会計予算書

〔 令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで 〕

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
I 収入の部				
事業収入	13,068	13,249	△ 181	
緑化等事業収入	5,700	5,700	0	
ゲートボール場運営事業収入	1,498	1,700	△ 202	
公益目的繰入金	5,870	5,849	21	
雑収入	0	0	0	
雑収入	0	0	0	
当期収入合計	13,068	13,249	△ 181	
II 費用の部				
事業費	15,538	13,249	2,289	
緑化等事業費	7,924	7,880	44	
公園施設等整備事業費	1,455	1,455	0	
ゲートボール場運営事業費	3,689	1,269	2,420	
減価償却費	2,470	2,645	△ 175	
当期費用合計	15,538	13,249	2,289	
当期損益	△ 2,470	0	△ 2,470	

令和7年度 その他事業会計予算書

〔 令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで 〕

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
I 収入の部				
事業収入	270,276	265,622	4,654	
都市公園等指定管理事業収入	119,785	118,469	1,316	
中央公園指定管理事業収入	15,490	14,658	832	
総合体育館指定管理事業収入	42,843	42,147	696	
市民体育館指定管理事業収入	12,967	12,647	320	
運動広場等指定管理事業収入	25,536	24,565	971	
駐車場運営事業収入	42,081	43,002	△ 921	
指定管理関連事業（紅葉館）収入	720	720	0	
売店等運営事業収入	7,126	6,501	625	
スポーツ振興事業収入	3,728	2,913	815	
利用料金収入	92,398	93,157	△ 759	
都市公園等有料施設利用料金収入	5,576	5,474	102	
中央公園有料施設利用料金収入	15,000	15,450	△ 450	
総合体育館利用料金収入	51,300	51,247	53	
市民体育館利用料金収入	6,000	5,900	100	
運動広場等利用料金収入	14,522	15,086	△ 564	
企画事業収入	4,432	4,558	△ 126	
都市公園等企画事業収入	50	10	40	
総合体育館企画事業収入	882	1,178	△ 296	
市民体育館企画事業収入	3,300	3,300	0	
運動広場等企画事業収入	200	70	130	
繰入金収入	35,621	33,520	2,101	
自主事業繰入金収入	6,442	6,442	0	
駐車場事業繰入金収入	21,722	21,945	△ 223	
指定管理繰入金収入	2,081	5,133	△ 3,052	
法人繰入金収入	5,376	0	5,376	
当期収入合計	402,727	396,857	5,870	
II 費用の部				
事業費	402,577	367,059	35,518	
都市公園等指定管理事業費	125,911	126,232	△ 321	
中央公園指定管理事業費	54,677	56,273	△ 1,596	
総合体育館指定管理事業費	102,678	98,448	4,230	
市民体育館指定管理事業費	23,267	19,493	3,774	
運動広場等指定管理事業費	42,389	39,921	2,468	
駐車場指定管理事業費	42,081	19,278	22,803	
指定管理関連事業費（紅葉館）	720	720	0	
売店等運営事業費	7,126	4,501	2,625	
スポーツ振興事業費	3,728	2,193	1,535	
減価償却費	0	0	0	
繰出金	27,003	29,798	△ 2,795	
指定管理事業への繰出金	27,003	29,798	△ 2,795	
法人事業への繰出金	0	0	0	
当期費用合計	429,580	396,857	32,723	
当期損益	△ 26,853	0	△ 26,853	

令和7年度 法人会計予算書

〔 令和7年4月1日から
令和8年3月31日まで 〕

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減 額	備 考
	千円	千円	千円	
I 収入の部				
財産運用収入	2	0	2	
基本財産利息収入	2	0	2	
雑収入	9,648	15,119	△ 5,471	
雑収入	9,648	15,119	△ 5,471	
当期収入合計	9,650	15,119	△ 5,469	
II 費用の部				
管理費	4,274	14,639	△ 10,365	
給与費	1,200	9,914	△ 8,714	
諸経費	3,074	4,725	△ 1,651	
繰出金	5,376	480	4,896	
指定管理事業への繰出金	5,376	480	4,896	
当期費用合計	9,650	15,119	△ 5,469	
当期損益	0	0	0	

議案第40号

岸和田市長の政治倫理に関する条例の制定について

岸和田市長の政治倫理に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年6月23日提出

岸和田市長 佐野英利

岸和田市長の政治倫理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市長の政治倫理基準を定めることにより、政治倫理の確立を期し、もって公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(政治倫理基準の遵守)

第2条 市長は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 岸和田市の代表者として、品位と名誉を害するような行為をしないこと。
- (2) その地位を利用して不当に金品を授受しないこと。
- (3) 市又は市が資本金、補助金その他これらに準ずるものを出資又は拠出している法人その他の団体（以下「市関係団体」という。）が締結する売買、賃借、請負その他の契約（当該契約の下請契約を含む。）について特定の企業、団体等に便宜を図るなど、その権限又は地位による影響力を不当に行使しないこと。
- (4) 職員の公正な職務の執行を妨げ、又はその権限を不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5) セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントその他その地位を利用して人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (6) 政治活動に関して、道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、その職務に関して不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと。

2 市長は、前項の政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑をもたれたときは、自ら誠実な態度をもって、疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。

(請負契約等に関する遵守事項)

第3条 市長又は市長の配偶者若しくは1親等の親族（以下これらを「市長関係者」という。）が実質的に経営に携わる企業、団体等（以下「市長等経営企業等」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第142条の規定の趣旨を尊重し、市又は市関係団体が行う工事等の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約を辞退するものとする。ただし、災害その他特別の事情があるときは、この限りでない。

2 市長等経営企業等とは、次の各号のいずれかに該当する企業、団体等をいう。

- (1) 市長又は市長関係者の出資金の合計が、資本金その他これに準ずるものの3分の1を超えるもの
- (2) 市長に対し年額300万円を超える給与、報酬等を支給しているもの

(3) 市長又は市長関係者がその経営方針の決定に関与しているもの

(政治倫理審査請求)

第4条 法第18条に定める選挙権を有する市民は、市長が第2条第1項の政治倫理基準(以下単に「政治倫理基準」という。)に違反する行為を行った疑いがあると認めるときは、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者(以下「政治倫理審査請求代表者」という。)から市長に対し、政治倫理基準に違反する行為を行った疑いのあることを証する資料を添付して、政治倫理の審査の請求(以下「政治倫理審査請求」という。)をすることができる。この場合において、連署に係る署名は、政治倫理審査請求が行われる日前1月以内に行われたものでなければならない。

2 市長は、政治倫理審査請求があったときは、前項の規定により提出された書類の記載事項について点検し、不備があると認めるときは、政治倫理審査請求代表者に対し、その補正をするよう求めることができる。

3 市長は、政治倫理審査請求代表者が前項の規定による補正の求めに応じなかったときは、政治倫理審査請求を却下することができる。

(政治倫理審査会への諮問)

第5条 市長は、政治倫理審査請求を受けたときは、速やかに別に条例で設置する岸和田市長政治倫理審査会(以下「政治倫理審査会」という。)に諮問しなければならない。

(政治倫理審査会による審査)

第6条 政治倫理審査会は、前条の規定に基づく諮問があったときは、速やかに審査を行い、その結果に関する報告書(以下「政治倫理審査結果報告書」という。)を作成し、諮問の日から起算して60日を経過する日までに市長に答申しなければならない。

(市長の協力義務)

第7条 市長は、政治倫理審査会からの要求があるときは、政治倫理審査会に必要な資料を提出し、政治倫理審査会の会議に出席して説明を行う等、審査に必要な協力をしなければならない。

(政治倫理審査結果の公表及び通知)

第8条 市長は、政治倫理審査結果報告書の提出を受けたときは、規則で定める事項を速やかに公表するとともに、その内容を政治倫理審査請求代表者に通知しなければならない。

(政治倫理審査結果の尊重)

第9条 市長は、政治倫理審査結果報告書の内容を尊重し、政治倫理基準に違反する行為を行ったと認められるときは、市長はその品位と名誉を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

(贈収賄罪等の刑の確定後の措置)

第10条 市長が刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで及び第198条に規定する罪により有罪判決の宣告を受け、刑が確定したときは、その刑により公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定に該当し、被選挙権を失い、法第143条第1項の規定により失職する場合を除き、市長はその品位と名誉を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 第2条及び第3条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる市長の行為について適用する。

(岸和田市附属機関条例の一部改正)

3 岸和田市附属機関条例(平成15年条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表岸和田市退職手当審査会の項の次に次のように加える。

岸和田市長政治倫理審査会	岸和田市長の政治倫理に関する条例(令和7年条例第 号)の規定による諮問に応じ てする審査に関する事務	3人以内
--------------	---	------

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第2号の表退職手当審査会委員の項の次に次のように加える。

市長政治倫理審査会委員	日額	9,000円	上記に同じ
-------------	----	--------	-------

議案第41号

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の
報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び
費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年6月23日提出

岸和田市長 佐野英利

岸和田市附属機関条例及び特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(岸和田市附属機関条例の一部改正)

第1条 岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2項の表岸和田市立小中学校等規模及び配置適正化審議会の項の次に次のように加える。

岸和田市立幼稚園閉園基準等検討審議会	市立の幼稚園の閉園に関する基準の策定 その他の当該幼稚園の小規模化の解消のために必要な事項についての調査審議に関する事務	6人以内
--------------------	---	------

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2号の表小中学校等規模及び配置適正化審議会委員の項の次に次のように加える。

幼稚園閉園基準等検討審議会委員	日額	9,000円	上記に同じ
-----------------	----	--------	-------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第42号

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年6月23日提出

岸和田市長 佐野英利

岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部を改正する条例

(岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第1条 岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表中1の項を削り、2の項を1の項とし、3の項から5の項までを1項ずつ繰り上げ、同条第3項の表1の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」を「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日付け社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年社発第382号通知」という。)に基づく外国人(日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。)であって生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収(以下この項及び4の項並びに第4条第1項の表2の項において「生活保護関係事務」という。)の取扱に準じた生活保護関係事務に関する情報(以下「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報」という。))に改め、同表3の項中「、児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは障害児入所支援に関する情報若しくは身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)にいう知的障害者に関する情報(以下「障害者関係情報」という。))」を削り、同表4の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置」を「昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護関係事務の取扱に準じた生活保護関係事務」に改め、「、障害者関係情報、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「国民健康保険給付関係情報」という。)、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「児童扶養手当関係情報」という。)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童

手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報」を削り、同表5の項中「国民健康保険給付関係情報」を「国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「国民健康保険給付関係情報」という。）」に改め、同表6の項中「児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」に、「児童手当関係情報」を「児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）」に改め、同表17の項中「障害者関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは障害児入所支援に関する情報若しくは身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」に改める。

第4条第1項の表2の項中「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置」を「昭和29年社発第382号通知に基づく外国人であって生活に困窮する者に係る生活保護関係事務の取扱に準じた生活保護関係事務」に改める。

（岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 岸和田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（令和7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表に次のように加える改正規定を次のように改める。

第3条第1項の表に次のように加える。

5 市長	住登外者宛名番号管理機能（住登外者（本市の住民基本台帳に記載のない者であって、本市において事務に必要な情報を住民基本台帳とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を識別するために番号を付番及び管理する機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関

する事務であって規則で定めるもの

第3条第3項の表1の項の改正規定中「「情報」を「情報」という。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第43号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の 一部改正について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年6月23日提出

岸和田市長 佐野英利

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「定める者」の次に「(第15条の3第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第15条の2の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第44号

岸和田市市税条例の一部改正について

岸和田市市税条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年6月23日提出

岸和田市長 佐野英利

岸和田市市税条例の一部を改正する条例

岸和田市市税条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「は、」の次に「公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第8条中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第18条中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第21条の2第1項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、市内に事務所、事業所又は住所を有するもの

第25条第1項ただし書中「若しくは法第314条の2第4項」を「、法第314条の2第4項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第26条の2第1項第3号及び第26条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第26条の2第1項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第26条の3第1項各号列記以外の部分中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第3号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第4条の2を削る。

附則第39条の2の次に次の1条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第39条の2の2 令和8年4月1日以後に第95条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第95条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第96条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第97条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第95条第1号アに掲げる紙巻たばこをい

う。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第96条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第96条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第18条、第25条第1項ただし書、第26条の2第1項第3号及び第26条の3第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第39条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第6条及び第8条の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日
- (4) 第21条の2第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の岸和田市市税条例（以下「新条例」という。）第6条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第18条及び第25条第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第25条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第26条の2第1項第3号及び第26条の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。
- 3 新条例第26条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第25条第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第26条の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の岸和田市市税条例（以下「旧条例」という。）第25条第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第26条の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 4 新条例第26条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第26条の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第26条の3第1項の規定による申告

書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第39条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、岸和田市市税条例第95条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第97条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第39条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 岸和田市市税条例第97条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第39条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第39条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第45号

岸和田市立幼保連携型認定こども園条例の
一部改正について

岸和田市立幼保連携型認定こども園条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年6月23日提出

岸和田市長 佐野英利

岸和田市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

岸和田市立幼保連携型認定こども園条例（令和6年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表岸和田市立旭・太田こども園の項中「岸和田市畑町三丁目86-2」を「岸和田市畑町三丁目12番2号」に改め、同項の次に次のように加える。

岸和田市立春木・大芝こども園	岸和田市春木宮川町11-52
----------------	----------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表岸和田市立旭・太田こども園の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（岸和田市立保育所条例の一部改正）

- 2 岸和田市立保育所条例（昭和39年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表岸和田市立春木保育所の項を削る。

（市立学校園条例の一部改正）

- 3 市立学校園条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第20号までを2号ずつ繰り上げる。

（準備行為）

- 4 この条例による改正後の岸和田市立幼保連携型認定こども園条例第2条第1項に規定する岸和田市立春木・大芝こども園に係る入園の承諾及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

議案第46号

岸和田市営葬儀条例の一部改正について

岸和田市営葬儀条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年6月23日提出

岸和田市長 佐野英利

岸和田市営葬儀条例の一部を改正する条例

岸和田市営葬儀条例（平成13年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び火葬」を削る。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第3条第1号中「屍体」を「死体」に改め、同条第4号を削る。

第4条の見出し中「斎場」を「葬儀」に改め、同条中「斎場」を「葬儀」に、「葬儀を執行した」を「これを執行しようとする」に改める。

第5条第1項の表中「51,000円」を「31,000円」に、「33,000円」を「13,000円」に、「23,500円」を「3,500円」に改め、同条第2項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「及び第1号から第3号までの規定（第2号ただし書を除く。）」を「並びに第1号及び第2号本文の規定」に改め、同号を同項第4号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岸和田市営葬儀条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申込みを受理した新条例第1条に規定する葬儀（施行日前に申込みを受理したこの条例による改正前の岸和田市営葬儀条例第1条に規定する葬儀のうち、市長が適当と認めるものを含む。）について適用する。

議案第47号

岸和田市墓苑条例の一部改正について

岸和田市墓苑条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年6月23日提出

岸和田市長 佐野英利

岸和田市墓苑条例の一部を改正する条例

岸和田市墓苑条例（昭和54年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5章中第38条を第40条とし、第35条から第37条までを2条ずつ繰り下げる。

第5章を第6章とする。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 指定管理

（指定管理者による管理）

第35条 墓苑の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、市が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

（指定管理者の行う業務）

第36条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。ただし、法令により特別の定めがあるときは、この限りでない。

- (1) 墓苑の利用に関する業務
- (2) 墓苑の施設、設備、備品及び敷地の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、墓苑の管理に関し市長が必要と認める業務

2 指定管理者が前項第1号の業務を行う場合においては、第11条、第12条、第26条及び第30条中「市長」とあるのは、「指定管理者」としてこれらの規定を適用する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の岸和田市墓苑条例第35条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第48号

岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する
条例の一部改正について

岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を次の
とおり改正するものとする。

令和7年6月23日提出

岸和田市長 佐野英利

岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成5年条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3及び別表第4中「1,000円」を「500円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第49号

岸和田丘陵地区地区計画の区域内における建築物等
及び緑化率の制限に関する条例の一部改正について

岸和田丘陵地区地区計画の区域内における建築物等及び緑化率の
制限に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年6月23日提出

岸和田市長 佐野英利

岸和田丘陵地区地区計画の区域内における建築物等及び緑化率の制限に関する条例の一部を改正する条例

岸和田丘陵地区地区計画の区域内における建築物等及び緑化率の制限に関する条例（平成26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第96条第1項の保留地又は同法第98条第1項の規定による仮換地の指定若しくは同法第103条第1項の規定による換地処分を受けた土地（当該建築物の敷地が岸和田丘陵地区計画における工業系業務地区又は岸和田丘陵地区計画における商・工業系業務地区に属するものに限る。）で、同法による土地区画整理事業の施行により特別の事情があると市長が認めたものの全部を一の敷地として使用する場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第50号

岸和田市都市公園条例の一部改正について

岸和田市都市公園条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年6月23日提出

岸和田市長 佐野英利

岸和田市都市公園条例の一部を改正する条例

岸和田市都市公園条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 都市公園内における行為の許可（当該許可を受けた事項を変更しようとするときを含む。）に関する業務

第26条第2項中「ては、」の次に「第4条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として同条の規定を適用し、同項第2号の業務を行う場合においては、」を加え、「、「」を「」に改め、同条第3項中「第1項第3号」を「第1項第4号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の岸和田市都市公園条例第26条の規定は、この条例の施行の日以後に申請される都市公園内における行為の許可（当該許可を受けた事項を変更しようとするときを含む。以下同じ。）について適用し、同日前に申請された都市公園内における行為の許可については、なお従前の例による。

議案第51号

岸和田市水防団員に係る退職報償金の支給に
関する条例の一部改正について

岸和田市水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
次のとおり改正するものとする。

令和7年6月23日提出

岸和田市長 佐野英利

岸和田市水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成18年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

（単位：円）

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	105,000	210,000	300,000	410,000	550,000	700,000	770,000
副団長	90,000	190,000	260,000	350,000	490,000	640,000	710,000
本団部長及び 分団長	85,000	180,000	245,000	330,000	460,000	610,000	680,000
副分団長	80,000	170,000	230,000	310,000	430,000	580,000	650,000
部長及び班長	70,000	150,000	210,000	280,000	380,000	520,000	590,000
団員	60,000	140,000	200,000	260,000	350,000	490,000	560,000

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岸和田市水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した者について適用し、同日前に退職した者については、なお従前の例による。

議案第52号

令和7年度岸和田市一般会計補正予算（第1号）

令和7年度岸和田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,104,523千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94,752,220千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加は、「第2表継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

令和7年6月23日提出

岸和田市長 佐野英利

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		1,009,626	281	1,009,907
	02 負担金	996,695	281	996,976
15 国庫支出金		23,806,556	606,208	24,412,764
	02 国庫補助金	3,625,979	606,208	4,232,187
16 府支出金		7,675,427	3,418	7,678,845
	02 府補助金	1,379,530	3,418	1,382,948
18 寄附金		741,100	10,000	751,100
	01 寄附金	741,100	10,000	751,100
19 繰入金		4,020,721	674,973	4,695,694
	01 基金繰入金	3,907,683	674,973	4,582,656
21 諸収入		2,315,421	△290,657	2,024,764
	05 雑入	1,655,832	△290,657	1,365,175
22 市債		3,399,600	1,100,300	4,499,900
	01 市債	3,399,600	1,100,300	4,499,900
歳入合計		92,647,697	2,104,523	94,752,220

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
02 総務費		8,099,988	731,262	8,831,250
	01 総務管理費	6,083,048	731,262	6,814,310
03 民生費		49,835,618	292,850	50,128,468
	01 社会福祉費	17,273,122	4,337	17,277,459
	02 児童福祉費	18,987,291	285,213	19,272,504
	03 生活保護費	11,266,481	3,300	11,269,781
04 衛生費		8,709,892	5,500	8,715,392
	01 保健衛生費	2,935,458	2,000	2,937,458
	02 環境保全費	137,624	3,500	141,124
06 農林水産業費		723,789	172,925	896,714
	02 林業費	118,969	20,200	139,169
	03 農林水産等振興費	96,932	152,725	249,657
07 商工費		733,337	37,974	771,311
	01 商工費	733,337	37,974	771,311
08 土木費		6,550,815	688,119	7,238,934
	03 交通安全対策費	431,330	323,387	754,717
	07 都市計画費	4,068,368	360,732	4,429,100
	08 住宅費	696,306	4,000	700,306
09 消防費		2,232,141	27,661	2,259,802
	01 消防費	2,232,141	27,661	2,259,802
10 教育費		9,886,787	148,232	10,035,019
	04 高等学校費	887,639	64,000	951,639
	05 幼稚園費	778,780	330	779,110
	06 社会教育費	828,895	45,600	874,495
	07 保健体育費	2,369,108	38,302	2,407,410
歳 出 合 計		92,647,697	2,104,523	94,752,220

第2表 継 続 費

(追 加 分)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
02 総務費	01 総務管理費	庁舎建替事業	15,630,585	千円	千円
				令和7年度	0
				令和8年度	259,248
				令和9年度	6,377,693
				令和10年度	49,807
				令和11年度	5,943,440
				令和12年度	2,976,698
		令和13年度	23,699		
		公共施設管理事業	210,000	令和7年度	84,000
		令和8年度	126,000		
04 民生費	02 児童福祉費	市立認定こども園整備事業	400,000	令和7年度	160,000
				令和8年度	240,000
08 土木費	07 都市計画費	田治米畑町線整備事業	396,071	令和7年度	158,420
				令和8年度	237,651

第3表 債務負担行為

(追加分)

事 項	期 間	限度額
入札参加資格審査システム、業者・契約管理システム導入 (契約事業)	令和7年度から 令和12年度まで	千円 2,860
学習支援業務委託 (生活困窮者自立支援事業)	令和7年度から 令和10年度まで	24,000
保育士等就職フェア業務委託 (教育・保育施設運営支援事業)	令和7年度から 令和8年度まで	2,200
市立認定こども園駐車場警備業務委託 (市立認定こども園整備事業)	令和7年度から 令和9年度まで	5,590
医療事務員派遣業務委託 (総合通園センター運営事業)	令和7年度から 令和10年度まで	12,792
塵芥収集車借上げ (ごみ収集事業)	令和7年度から 令和15年度まで	22,680
墓地台帳管理システム更新 (共同墓地管理事業)	令和7年度から 令和13年度まで	3,630
お城まつり業務委託 (観光振興事業)	令和7年度から 令和8年度まで	2,600
学校給食調理業務委託 (学校給食運営事業)	令和7年度から 令和10年度まで	554,148
学校給食センター調理・運搬等業務委託 (学校給食運営事業)	令和7年度から 令和13年度まで	1,341,251

第4表 地方債

(追加分)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				備考
				区分	償還期限	据置期間	償還方法	
デジタル活用 推進事業	千円 7,300	普通貸借又は証券発行	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府 銀行 その他	30年 以内	10年 以内	年賦、半年賦、元金均等若しくは元利均等償還又は満期一括償還	必要に応じて繰上償還又は借り換えることができる。

議案第53号

令和7年度岸和田市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度岸和田市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,784千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,099,883千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年6月23日提出

岸和田市長 佐野英利

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
03 国庫支出金		4,793,332	3,382	4,796,714
	02 国庫補助金	1,216,005	3,382	1,219,387
05 府支出金		2,657,553	1,691	2,659,244
	02 府補助金	116,448	1,691	118,139
07 繰入金		3,584,143	3,711	3,587,854
	01 一般会計繰入金	3,180,559	1,691	3,182,250
	02 基金繰入金	403,584	2,020	405,604
歳入合計		20,091,099	8,784	20,099,883

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
03 地域支援事業費		794,466	8,784	803,250
	02 包括的支援等事業費	252,629	8,784	261,413
歳 出 合 計		20,091,099	8,784	20,099,883

議案第54号

令和7年度岸和田市下水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 令和7年度岸和田市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和7年度岸和田市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（合 計）
管渠整備事業	452,622 千円	60,500 千円	513,122 千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,370,293千円」を「2,370,326千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（合 計）
収 入			
第1款 資本的収入	4,045,002 千円	60,467 千円	4,105,469 千円
第1項 企業債	3,609,900 千円	34,100 千円	3,644,000 千円
第4項 補助金	374,721 千円	26,367 千円	401,088 千円
支 出			
第1款 資本的支出	6,415,295 千円	60,500 千円	6,475,795 千円
第1項 建設改良費	1,162,208 千円	60,500 千円	1,222,708 千円

第4条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前								補 正 後									
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法					備 考	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法					備 考
				借 入 先	償 還 期 限	据 置 期 間	償 還 方 法	そ の 他					借 入 先	償 還 期 限	据 置 期 間	償 還 方 法	そ の 他	
公共下水道事業	千円 594,100		%以内		年以内	年以内			令和7年2月17日提出議案第29号3月21日可決	千円 628,200		%以内		年以内	年以内			

令和7年6月23日提出

岸和田市長 佐野 英利

訴えの提起について

本市は、下記により市営尾生住宅の明渡しを求める訴えを大阪地方裁判所岸和田支部に提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月23日提出

岸和田市長 佐野英利

記

1 被告となる者

※ 一般公開用の議案書においては、個人情報に関する内容は原則として非公開としています。

2 請求の要旨

長期にわたり家賃を滞納し、高額となっている市営尾生住宅の入居者に対して、明渡しを求める訴訟を提起する。

議案第56号

財産取得について

本市は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月23日提出

岸和田市長 佐野英利

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 取得する財産 | GIGA スクール構想に伴う岸和田市立小中学校
学習者用タブレット PC 端末（共同調達分） |
| 2 | 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 | 取得予定金額 | 金 8 9 3 , 8 7 5 , 9 5 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 令和7年度大阪府 GIGA スクール(ChromeOS)共
同企業体
代表構成員
大阪市港区磯路二丁目 21 番 1 号
日本電通株式会社
代表取締役社長 川副 和宏 |

議案第57号

財産取得について

本市は、次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月23日提出

岸和田市長 佐野英利

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 災害対応特殊救急自動車 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札による契約 |
| 3 | 取得予定金額 | 金21,670,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大阪市西区立売堀一丁目7番15号
大阪トヨペット株式会社 法人営業部
部長 村内 敬一 |

議案第58号

町の区域の変更及び町の新設について

地方自治法第260条第1項の規定により、次のとおり本市の町の区域を変更し、町を新設するものとする。

令和7年6月23日提出

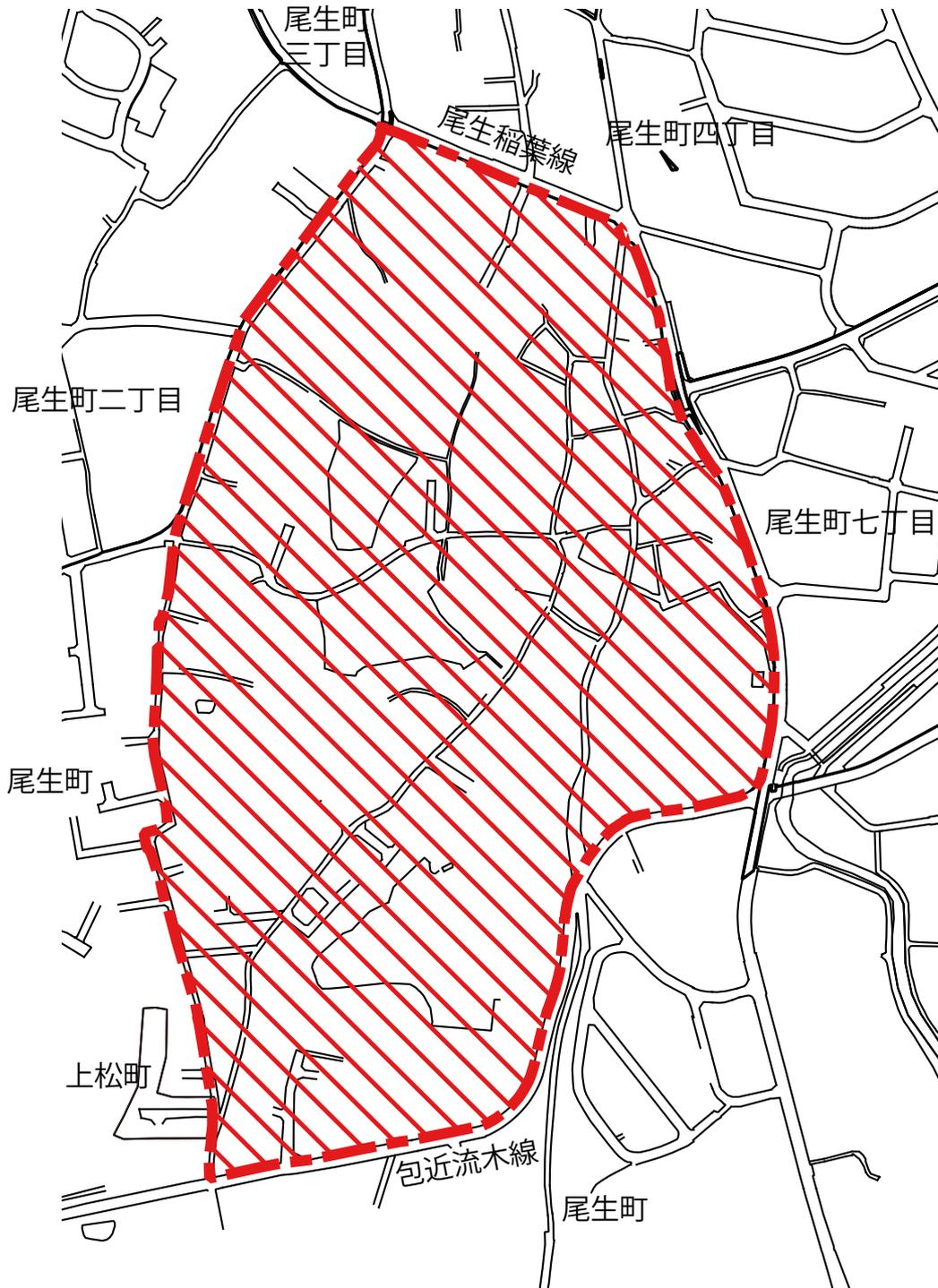
岸和田市長 佐野英利

記

- 1 尾生町及び上松町の区域を別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- 2 別図2に示すとおり、1において除いた区域をもって、尾生町八丁目を新設する。
- 3 実施期日は、令和7年11月4日とする。

別図1

4



別図2

4



各會計事項別明細書

一 般 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金	1,009,626	281	1,009,907
15 国庫支出金	23,806,556	606,208	24,412,764
16 府支出金	7,675,427	3,418	7,678,845
18 寄附金	741,100	10,000	751,100
19 繰入金	4,020,721	674,973	4,695,694
21 諸収入	2,315,421	△290,657	2,024,764
22 市債	3,399,600	1,100,300	4,499,900
歳入合計	92,647,697	2,104,523	94,752,220

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
02 総務費	8,099,988	731,262	8,831,250
03 民生費	49,835,618	292,850	50,128,468
04 衛生費	8,709,892	5,500	8,715,392
06 農林水産業費	723,789	172,925	896,714
07 商工費	733,337	37,974	771,311
08 土木費	6,550,815	688,119	7,238,934
09 消防費	2,232,141	27,661	2,259,802
10 教育費	9,886,787	148,232	10,035,019
歳 出 合 計	92,647,697	2,104,523	94,752,220

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
10,468	0	334,600	25,156	361,038
52,881	2,313	181,600	35,400	20,656
0	0	0	3,500	2,000
90,737	1,105	13,600	20,441	47,042
0	0	1,300	31,100	5,574
107,540	0	486,400	17,049	77,130
0	0	23,700	281	3,680
344,582	0	59,100	△261,307	5,857
606,208	3,418	1,100,300	△128,380	522,977

2 歳 入

(款) 13 分担金及び負担金 (項) 02 負担金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
13 分担金及び負担金	1,009,626	281	1,009,907
02 負担金	996,695	281	996,976
04 消防費負担金	3,379	281	3,660

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 消防費負担金	281	通信機器管理事業費負担金 281 (警備課)

(款) 15 国庫支出金 (項) 02 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	23,806,556	606,208	24,412,764
02 国庫補助金	3,625,979	606,208	4,232,187
01 総務費国庫補助金	1,408,058	499,043	1,907,101
02 民生費国庫補助金	678,190	4,625	682,815
05 土木費国庫補助金	369,377	102,540	471,917

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 総務管理費補助金	499,043	デジタル田園都市国家構想交付金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	66,652 (企画課) 432,391 (企画課)
01 社会福祉費補助金	1,323	地域生活支援事業費補助金	1,323 (障害者支援課)
02 児童福祉費補助金	1,652	こども家庭すこやかセンター運営事業費補助金	1,652 (子ども家庭課)
03 生活保護費補助金	1,650	生活保護等システム運用事業費補助金	1,650 (生活福祉課)
03 都市計画費補助金	102,540	都市計画街路整備事業費補助金 公園施設改修事業費補助金	67,540 (道路整備課) 35,000 (公園緑地課)

(款) 16 府支出金 (項) 02 府補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
16 府支出金	7,675,427	3,418	7,678,845
02 府補助金	1,379,530	3,418	1,382,948
02 民生費府補助金	1,097,908	2,313	1,100,221
05 農林水産業費府補助金	186,490	1,105	187,595

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
01 社会福祉費補助金	661	地域生活支援事業費補助金	661 (障害者支援課)
02 児童福祉費補助金	1,652	こども家庭すこやかセンター運営事業費補助金	1,652 (子ども家庭課)
03 農林水産等振興費補助金	1,105	農業振興事業費補助金	1,105 (農林水産課)

(款) 18 寄附金 (項) 01 寄附金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
18 寄附金	741,100	10,000	751,100
01 寄附金	741,100	10,000	751,100
02 ふるさと寄附金	741,000	10,000	751,000

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
02 企業版ふるさと寄附金	10,000	企業版ふるさと寄附金	10,000 (企画課)

(款) 19 繰入金 (項) 01 基金繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
19 繰入金	4,020,721	674,973	4,695,694
01 基金繰入金	3,907,683	674,973	4,582,656
01 財政調整基金繰入金	1,199,538	522,977	1,722,515
03 岸和田市ふるさと応援基金繰入金	1,502,287	108,996	1,611,283
05 岸和田市環境基金繰入金	33,420	3,500	36,920
08 岸和田市森林環境整備基金繰入金	35,831	10,000	45,831
09 岸和田市産業振興基金繰入金	46,305	11,100	57,405
11 公共公益施設整備基金繰入金	152,561	18,400	170,961

(単位：千円)

節		区 分	金 額	説 明	
01	財政調整基金繰入金		522,977	財政調整基金繰入金	522,977 (財政課)
01	岸和田市ふるさと応援基金繰入金		108,996	岸和田市ふるさと応援基金繰入金	108,996 (企画課)
01	岸和田市環境基金繰入金		3,500	岸和田市環境基金繰入金	3,500 (環境保全課)
01	岸和田市森林環境整備基金繰入金		10,000	岸和田市森林環境整備基金繰入金	10,000 (都市整備課)
01	岸和田市産業振興基金繰入金		11,100	岸和田市産業振興基金繰入金	11,100 (産業政策課)
01	公共公益施設整備基金繰入金		18,400	公共公益施設整備基金繰入金	18,400
				公共公益施設整備基金繰入金	5,400 (こども園推進課)
				公共公益施設整備基金繰入金	13,000 (観光課)

(款) 21 諸収入 (項) 05 雑入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
21 諸収入	2,315,421	△290,657	2,024,764
05 雑入	1,655,832	△290,657	1,365,175
03 雑入	1,653,780	△290,657	1,363,123

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
03 雑入	△290,657	デジタル水産業戦略拠点整備協力金 学校給食費負担金	20,441 (農林水産課) △311,098 (学校給食課)

(款) 22 市債 (項) 01 市債

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
22 市債	3,399,600	1,100,300	4,499,900
01 市債	3,399,600	1,100,300	4,499,900
01 総務債	4,300	334,600	338,900
02 民生債	557,800	181,600	739,400
04 農林水産業債	113,300	13,600	126,900
05 商工債	1,300	1,300	2,600
06 土木債	1,169,800	486,400	1,656,200
07 消防債	60,400	23,700	84,100
08 教育債	898,200	59,100	957,300

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
01 総務管理債	334,600	公共施設整備事業債 327,300 (公共建築マネジメント課) デジタル環境整備事業債 7,300 (契約検査課)
02 児童福祉債	181,600	児童福祉施設整備事業債 27,000 (子育て施設課) 認定こども園整備事業債 154,600 (こども園推進課)
02 林業債	13,600	林業施設整備事業債 13,600 (農林水産課)
01 商工債	1,300	観光施設整備事業債 1,300 (観光課)
01 道路橋りょう債	268,100	道路橋りょう整備事業債 268,100 (道路整備課)
04 都市計画債	218,300	丘陵地区整備事業債 96,400 (都市整備課) 都市計画街路整備事業債 87,300 (道路整備課) 公園整備事業債 34,600 (公園緑地課)
01 消防債	23,700	防災情報設備整備事業債 4,300 (危機管理課) 消防施設整備事業債 19,400 消防施設整備事業債 16,200 (消防本部総務課) 消防施設整備事業債 3,200 (警備課)
03 高等学校債	59,100	高等学校整備事業債 59,100 (産業高校学務課)

3 歳 出

(款) 02 総務費 (項) 01 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
02 総務費	8,099,988	731,262	8,831,250	10,468	334,600	25,156	361,038
01 総務管理費	6,083,048	731,262	6,814,310	10,468	334,600	25,156	361,038
01 一般管理費	2,558,319	45,829	2,604,148	8,249	7,300	3,000	27,280
06 財政管理費	1,114	335	1,449	0	0	0	335
08 財産管理費	89,190	654,103	743,293	0	327,300	0	326,803
10 企画費	1,164,985	3,148	1,168,133	0	0	3,148	0
11 文化国際費	524,003	6,500	530,503	0	0	0	6,500
13 市民センター 費	143,974	19,008	162,982	0	0	19,008	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
10 需用費	18,000	134300		24 積立金	3,030
12 委託料	23,300	岸和田市まち・ひと・ しごと創生基金積立事 業 (企画課)	3,030	積立金	3,030
13 使用料及び賃 借料	99	001000		12 委託料	3,300
17 備品購入費	1,400	個人情報保護事業 (広報広聴課)	3,300	その他の委託料	3,300
24 積立金	3,030	114200		12 委託料	5,000
		シティセールス推進事 業 (広報広聴課)	5,000	事業実施運営委託料	4,000
		002000		その他の委託料	1,000
		庁舎等管理事業 (総務管財課)	18,000	10 需用費	18,000
		002500		修繕料	18,000
		契約事業 (契約検査課)	16,499	12 委託料	15,000
				システム管理・開発委託料	15,000
				13 使用料及び賃借料	99
				電算機器・システム使用料	99
				17 備品購入費	1,400
				庁用器具費	1,400
12 委託料	179	004200		12 委託料	179
13 使用料及び賃 借料	156	財政管理事業 (財政課)	335	システム管理・開発委託料	179
				13 使用料及び賃借料	156
				その他の使用料及び賃借料	156
01 報酬	81	099400		24 積立金	300,000
08 旅費	22	岸和田市庁舎建設基金 積立事業 (庁舎建設準備課)	300,000	積立金	300,000
14 工事請負費	354,000	110800		01 報酬	81
24 積立金	300,000	庁舎建替事業 (庁舎建設準備課)	103	非常勤職員報酬	81
				08 旅費	22
				費用弁償	13
				普通旅費	9
		113600		14 工事請負費	354,000
		公共施設管理事業 (公共建築マネジメント課)	354,000	工事費	354,000
18 負担金、補助 及び交付金	3,148	123100		18 負担金、補助及び交付金	3,148
		スマートシティ推進事 業 (企画課)	3,148	負担金	3,148
12 委託料	6,500	006200		12 委託料	6,500
		文化会館管理事業 (文化国際課)	6,500	計画策定委託料	6,500
14 工事請負費	19,008	136000		14 工事請負費	19,008
		市民センター管理事業 (市民センター課)	19,008	工事費	19,008

(款) 02 総務費 (項) 01 総務管理費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源			一般財源	
				国府支出金	地方債	その他		
14 自治振興費	64,445	2,339	66,784	2,219	0	0	120	

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
07 報償費	120	008200		07 報償費	120
		町会連合会等支援事業 (自治振興課)	120	報償金	120
11 役務費	14	008600		11 役務費	14
		市民活動団体支援事業 (自治振興課)	2,219	通信運搬費	14
18 負担金、補助 及び交付金	2,205			18 負担金、補助及び交付金	2,205
				補助金	2,205

(款) 03 民生費 (項) 01 社会福祉費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 民生費	49,835,618	292,850	50,128,468	55,194	181,600	35,400	20,656
01 社会福祉費	17,273,122	4,337	17,277,459	1,984	0	0	2,353
03 障害者総合支 援費	8,227,862	2,646	8,230,508	1,984	0	0	662
06 介護保険費	3,180,962	1,691	3,182,653	0	0	0	1,691
02 児童福祉費	18,987,291	285,213	19,272,504	51,560	181,600	35,400	16,653
01 児童福祉総務 費	795,344	34,957	830,301	3,304	27,000	0	4,653
02 子ども・子育 て支援費	13,335,032	60,256	13,395,288	48,256	0	0	12,000
06 児童福祉施設 費	531,502	190,000	721,502	0	154,600	35,400	0
03 生活保護費	11,266,481	3,300	11,269,781	1,650	0	0	1,650
01 生活保護総務 費	545,175	3,300	548,475	1,650	0	0	1,650

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
18 負担金、補助 及び交付金	2,646	084600 地域生活支援事業 (障害者支援課)	2,646	18 負担金、補助及び交付金 補助金	2,646 2,646
27 繰出金	1,691	020100 介護保険事業特別会計 繰出事業 (介護保険課)	1,691	27 繰出金 繰出金	1,691 1,691
07 報償費	100	130400 子ども家庭すこやかセ ンター運営事業 (子ども家庭課)	4,957	07 報償費 報償金	100 100
12 委託料	4,857			12 委託料 事業実施運営委託料	4,857 4,857
14 工事請負費	30,000	133600 公有財産管理事業 (子育て施設課)	30,000	14 工事請負費 工事費	30,000 30,000
18 負担金、補助 及び交付金	60,256	093300 教育・保育施設運営支 援事業 (子育て施設課)	60,256	18 負担金、補助及び交付金 補助金	60,256 60,256
14 工事請負費	190,000	023600 保育所等整備事業 (子育て施設課)	30,000	14 工事請負費 工事費	30,000 30,000
		124200 市立認定子ども園整備 事業 (子ども園推進課)	160,000	14 工事請負費 工事費	160,000 160,000
12 委託料	3,300	119000 生活保護等システム運 用事業 (生活福祉課)	3,300	12 委託料 システム管理・開発委託料	3,300 3,300

(款) 04 衛生費 (項) 01 保健衛生費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
04 衛生費	8,709,892	5,500	8,715,392	0	0	3,500	2,000
01 保健衛生費	2,935,458	2,000	2,937,458	0	0	0	2,000
03 成人病予防費	196,582	2,000	198,582	0	0	0	2,000
02 環境保全費	137,624	3,500	141,124	0	0	3,500	0
02 環境保全対策費	41,301	3,500	44,801	0	0	3,500	0

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
18 負担金、補助 及び交付金	2,000	028100 健康増進事業 (健康推進課)	2,000	18 負担金、補助及び交付金 補助金	2,000 2,000
10 需用費	3,500	029400 地球温暖化対策事業 (環境保全課)	3,500	10 需用費 修繕料	3,500 3,500

(款) 06 農林水産業費 (項) 02 林業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
06 農林水産業費	723,789	172,925	896,714	91,842	13,600	20,441	47,042
02 林業費	118,969	20,200	139,169	0	13,600	0	6,600
01 林業管理費	118,969	20,200	139,169	0	13,600	0	6,600
03 農林水産等振興費	96,932	152,725	249,657	91,842	0	20,441	40,442
01 農業振興費	42,445	15,276	57,721	14,169	0	0	1,107
03 水産業振興費	8,887	137,449	146,336	77,673	0	20,441	39,335

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分	内 訳
14 工事請負費	18,200	034200 林道管理事業 20,200 (農林水産課)	14 工事請負費 18,200 工事費 18,200
18 負担金、補助 及び交付金	2,000		18 負担金、補助及び交付金 2,000 補助金 2,000
01 報酬	1,885	034300 農業振興事業 15,276 (農林水産課)	01 報酬 1,885 会計年度任用職員報酬 1,885
08 旅費	30		08 旅費 30 会計年度任用職員費用弁償 30
10 需用費	1,055		10 需用費 1,055 消耗品費 50 印刷製本費 1,005
11 役務費	94		11 役務費 94 通信運搬費 94
18 負担金、補助 及び交付金	12,212		18 負担金、補助及び交付金 12,212 補助金 12,212
01 報酬	2,259	035600 水産業振興事業 137,449 (農林水産課)	01 報酬 2,259 会計年度任用職員報酬 2,259
08 旅費	38		08 旅費 38 会計年度任用職員費用弁償 38
10 需用費	345		10 需用費 345 消耗品費 60 印刷製本費 285
18 負担金、補助 及び交付金	134,807		18 負担金、補助及び交付金 134,807 負担金 116,807 補助金 18,000

(款) 07 商工費 (項) 01 商工費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
07 商工費	733,337	37,974	771,311	0	1,300	31,100	5,574
01 商工費	733,337	37,974	771,311	0	1,300	31,100	5,574
02 商工振興費	360,731	11,100	371,831	0	0	11,100	0
03 観光費	235,539	26,874	262,413	0	1,300	20,000	5,574

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
18 負担金、補助 及び交付金	11,100	097100 企業立地促進事業 (産業政策課)	11,100	18 負担金、補助及び交付金 補助金	11,100 11,100
08 旅費	74	037500 観光振興事業 (観光課)	5,349	08 旅費 普通旅費	74 74
10 需用費	1,525			11 役務費 手数料	75 75
11 役務費	75			12 委託料 その他の委託料	4,000 4,000
12 委託料	11,000			13 使用料及び賃借料 その他の使用料及び賃借料	100 100
13 使用料及び賃 借料	100			18 負担金、補助及び交付金 負担金 補助金	1,100 100 1,000
14 工事請負費	13,000	037600 だんじり会館管理事業 (観光課)	13,000	14 工事請負費 工事費	13,000 13,000
18 負担金、補助 及び交付金	1,100	037900 だんじり祭支援事業 (観光課)	7,000	12 委託料 事業実施運営委託料	7,000 7,000
		098700 駐車場管理事業 (観光課)	1,525	10 需用費 修繕料	1,525 1,525

(款) 08 土木費 (項) 03 交通安全対策費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
08 土木費	6,550,815	688,119	7,238,934	107,540	486,400	17,049	77,130
03 交通安全対策費	431,330	323,387	754,717	5,000	268,100	7,049	43,238
02 交通安全対策費	378,304	323,387	701,691	5,000	268,100	7,049	43,238
07 都市計画費	4,068,368	360,732	4,429,100	102,540	218,300	10,000	29,892
01 都市計画総務費	888,106	16,082	904,188	0	0	0	16,082
02 街路事業費	162,231	158,420	320,651	67,540	87,300	0	3,580
04 公園費	316,892	70,000	386,892	35,000	34,600	0	400
05 丘陵地区整備推進費	467,943	116,230	584,173	0	96,400	10,000	9,830
08 住宅費	696,306	4,000	700,306	0	0	0	4,000
02 住宅管理費	259,208	4,000	263,208	0	0	0	4,000

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
10 需用費	7,387	041400		10 需用費	7,387
14 工事請負費	290,000	地域交通充実事業 (交通まちづくり課)	33,387	印刷製本費	338
18 負担金、補助 及び交付金	26,000			修繕料	7,049
				18 負担金、補助及び交付金	26,000
				負担金	7,400
				補助金	18,600
		041600		14 工事請負費	290,000
		交通安全施設維持事業 (道路整備課)	290,000	工事費	290,000
08 旅費	22	091600		08 旅費	22
10 需用費	60	インフラマネジメント 事業 (交通まちづくり課)	5,082	普通旅費	22
12 委託料	16,000			10 需用費	60
				印刷製本費	60
				12 委託料	5,000
				調査・研究委託料	5,000
		094200		12 委託料	11,000
		交通政策検討事業 (交通まちづくり課)	11,000	調査・研究委託料	11,000
14 工事請負費	158,420	105600		14 工事請負費	158,420
		田治米畑町線整備事業 (道路整備課)	158,420	工事費	158,420
14 工事請負費	70,000	045100		14 工事請負費	70,000
		公園施設改修事業 (公園緑地課)	70,000	工事費	70,000
14 工事請負費	40,000	046100		14 工事請負費	40,000
18 負担金、補助 及び交付金	76,230	丘陵地区整備事業 (都市整備課)	116,230	工事費	40,000
				18 負担金、補助及び交付金	76,230
				負担金	76,230
14 工事請負費	4,000	083600		14 工事請負費	4,000
		市営住宅財産管理事業 (住宅政策課)	4,000	工事費	4,000

(款) 09 消防費 (項) 01 消防費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
09 消防費	2,232,141	27,661	2,259,802	0	23,700	281	3,680
01 消防費	2,232,141	27,661	2,259,802	0	23,700	281	3,680
03 消防施設費	268,121	23,257	291,378	0	19,400	281	3,576
04 水防費	19,662	70	19,732	0	0	0	70
05 災害対策費	87,743	4,334	92,077	0	4,300	0	34

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
10 需用費	3,000	049000		10 需用費	3,000
11 役務費	523	消防庁舎等管理事業 (消防本部総務課)	19,737	修繕料	3,000
12 委託料	4,734			11 役務費	523
14 工事請負費	15,000			手数料	523
				12 委託料	1,214
				設計、測量等委託料	1,214
				14 工事請負費	15,000
				工事費	15,000
		082800		12 委託料	3,520
		通信機器管理事業 (警備課)	3,520	その他の委託料	3,520
07 報償費	70	049300		07 報償費	70
		水防団事業 (危機管理課)	70	報償金	70
12 委託料	4,334	049600		12 委託料	4,334
		防災情報管理事業 (危機管理課)	4,334	その他の委託料	4,334

(款) 10 教育費 (項) 04 高等学校費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
10 教育費	9,886,787	148,232	10,035,019	344,582	59,100	△261,307	5,857
04 高等学校費	887,639	64,000	951,639	0	59,100	0	4,900
01 高等学校総務費	855,195	64,000	919,195	0	59,100	0	4,900
05 幼稚園費	778,780	330	779,110	0	0	0	330
01 幼稚園費	778,780	330	779,110	0	0	0	330
06 社会教育費	828,895	45,600	874,495	0	0	45,600	0
08 自然資料館費	81,625	45,600	127,225	0	0	45,600	0
07 保健体育費	2,369,108	38,302	2,407,410	344,582	0	△306,907	627
05 運動場管理費	61,103	37,675	98,778	0	0	37,675	0
07 学校給食費	1,611,646	627	1,612,273	344,582	0	△344,582	627

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
14 工事請負費	64,000	056500 高等学校整備事業 (産業高校学務課)	64,000	14 工事請負費 工事費	64,000 64,000
07 報償費	270	057900 幼稚園教育振興事業 (教育総務部総務課)	330	07 報償費 報償金	270 270
08 旅費	60			08 旅費 費用弁償	60 60
10 需用費	600	063000 自然資料館管理事業 (郷土文化課)	45,600	10 需用費 修繕料	600 600
14 工事請負費	45,000			14 工事請負費 工事費	45,000 45,000
12 委託料	37,675	065300 運動広場等管理事業 (スポーツ振興課)	37,675	12 委託料 設計、測量等委託料	37,675 37,675
12 委託料	627	097500 学校給食センター管理 事業 (学校給食課)	627	12 委託料 その他の委託料	627 627

介 護 保 険 事 業 特 別 会 計

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
03 国庫支出金	4,793,332	3,382	4,796,714
05 府支出金	2,657,553	1,691	2,659,244
07 繰入金	3,584,143	3,711	3,587,854
歳入合計	20,091,099	8,784	20,099,883

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
03 地域支援事業費	794,466	8,784	803,250
歳出合計	20,091,099	8,784	20,099,883

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
3,382	1,691	0	0	3,711
3,382	1,691	0	0	3,711

2 歳 入

(款) 03 国庫支出金 (項) 02 国庫補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
03 国庫支出金	4,793,332	3,382	4,796,714
02 国庫補助金	1,216,005	3,382	1,219,387
03 包括的支援等事業費交付金	97,224	3,382	100,606

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 現年度分	3,382	現年度包括の支援等事業費交付金 3,382 (介護保険課)

(款) 05 府支出金 (項) 02 府補助金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
05 府支出金	2,657,553	1,691	2,659,244
02 府補助金	116,448	1,691	118,139
02 包括的支援等事業費交付金	48,612	1,691	50,303

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
01 現年度分	1,691	現年度包括の支援等事業費交付金 1,691 (介護保険課)

(款) 07 繰入金 (項) 01 一般会計繰入金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
07 繰入金	3,584,143	3,711	3,587,854
01 一般会計繰入金	3,180,559	1,691	3,182,250
02 地域支援事業費繰入金	116,448	1,691	118,139
02 基金繰入金	403,584	2,020	405,604
01 介護給付準備基金繰入金	403,584	2,020	405,604

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
02 包括の支援等事業費繰入金	1,691	包括の支援等事業費繰入金	1,691 (介護保険課)
01 介護給付準備基金繰入金	2,020	岸和田市介護保険給付準備基金繰入金	2,020 (介護保険課)

3 歳 出

(款) 03 地域支援事業費 (項) 02 包括的支援等事業費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
03 地域支援事業費	794,466	8,784	803,250	5,073	0	0	3,711
02 包括的支援等事業費	252,629	8,784	261,413	5,073	0	0	3,711
01 包括的支援等事業費	252,629	8,784	261,413	5,073	0	0	3,711

(単位：千円)

節		説		明	
区 分	金 額	事 業 別 区 分		内	訳
18 負担金、補助 及び交付金	8,784	704100 高齢者支援事業 (介護保険課)	8,784	18 負担金、補助及び交付金 補助金	8,784 8,784

下 水 道 事 業 会 計

令和7年度 下水道事業会計補正予算実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
			千円	千円	千円	
1 資 本 的 収 入			4,045,002	60,467	4,105,469	
	1 企 業 債		3,609,900	34,100	3,644,000	
		1 企 業 債	3,609,900	34,100	3,644,000	
	4 補 助 金		374,721	26,367	401,088	
		1 国 庫 補 助 金	374,721	26,367	401,088	

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	合 計	備考
			千円	千円	千円	
1 資 本 的 支 出			6,415,295	60,500	6,475,795	
	1 建 設 改 良 費		1,162,208	60,500	1,222,708	
		2 管 渠 整 備 費	452,622	60,500	513,122	

資本的収入

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 資 本 的 収 入	4,045,002	60,467	4,105,469
項	1 企 業 債	3,609,900	34,100	3,644,000

目	既決予定額	補正予定額	合 計	節 の 区 分
1 企 業 債	3,609,900	34,100	3,644,000	1 企 業 債
計	3,609,900	34,100	3,644,000	

(単位：千円)

節の金額	説 明
34,100	企 業 債 公共下水道事業債 34,100 千円

(単位：千円)

節の金額	説	明
26,367	大規模下水道管路特別重点調査等補助金 公共下水道事業	26,367 26,367 千円

資本的支出

科 目		既決予定額	補正予定額	合 計
款	1 資 本 的 支 出	6,415,295	60,500	6,475,795
項	1 建 設 改 良 費	1,162,208	60,500	1,222,708

目	既決予定額	補正予定額	合 計	節 の 区 分
2 管 渠 整 備 費	452,622	60,500	513,122	23 委 託 料
計	1,162,208	60,500	1,222,708	

(単位：千円)

節の金額	説 明	備 考
60,500	下水道管路特別 重点調査委託料	60,500

- 1) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書
- 2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書
- 3) 地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書
- 4) 補正予算給与費明細書

1) 継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

(追加分)

(一般会計)

款	項	事業名	全 体 計 画						前前年度 未までの 支出額	前年度末 までの 支出 (見込)額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 未までの 支 出 予 定 額	翌 年 度 以 降 支 出 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率	
			年度	年割額	左 の 財 源 内 訳										一般財源
					特 定 財 源										
					国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他							
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%		
02	01	庁	7	0					0				0.00		
		舎	8	259,248								259,248	1.66		
	務	建	9	6,377,693			4,783,200	1,594,493	0			6,377,693	40.80		
	管	替	10	49,807			37,300	12,507	0			49,807	0.32		
	理	事	11	5,943,440			4,457,500	1,485,940	0			5,943,440	38.02		
			12	2,976,698			2,232,500	744,198	0			2,976,698	19.05		
			13	23,699			17,700	5,999	0			23,699	0.15		
	費	業	計	15,630,585	0	0	11,528,200	4,102,385	0	0	0	0	15,630,585	100.00	
02	01	業	7	84,000			77,600		6,400		84,000	84,000		40.00	
	総	舎	8	126,000			116,500		9,500				259,248	60.00	
	務	管	計	210,000	0	0	194,100	0	15,900	0	84,000	84,000	259,248	100.00	
	費	理													
	費	事													

款 項	事業名	全 体 計 画							前前年度 末までの 支出額	前年度末 までの 支出 (見込)額	当該年度 支 出 予 定 額	当該年度 末までの 支 出 予 定 額	翌 年 度 以降支出 予 定 額	継続費の 総 額 に 対 する 進 捗 率	
		年度	年割額	左 の 財 源 内 訳											一般財源
				特 定 財 源											
				国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他								
03	02	市立児童福祉施設整備事業(認可保育園)	7	千円 160,000	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	
			8	240,000			222,200	17,800	0				240,000	60.00	
			計	400,000	0	0	376,800	23,200	0	0	0	160,000	160,000	240,000	100.00
08	07	田整米畑町線	7	158,420	67,540		87,200		3,680			158,420	158,420		40.00
			8	237,651	101,314		130,800		5,537					237,651	60.00
			計	396,071	168,854	0	218,000	0	9,217	0	0	158,420	158,420	237,651	100.00

2) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加分)

(一般会計)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	
入札参加資格審査システム、業者・契約管理システム導入 (契約事業)	千円 2,860		千円	令和7年度	千円 0	千円	千円	千円	千円	千円 0
				令和8年度	660					660
				令和9年度	660					660
				令和10年度	660					660
				令和11年度	660					660
				令和12年度	220					220
学習支援業務委託 (生活困窮者自立支援事業)	24,000			令和7年度	0					0
				令和8年度	8,000	4,000				4,000
				令和9年度	8,000	4,000				4,000
				令和10年度	8,000	4,000				4,000
保育士等就職フェア業務委託 (教育・保育施設運営支援事業)	2,200			令和7年度	0					0
				令和8年度	2,200					2,200
市立認定こども園駐車場警備業務委託 (保育所等運営事業(市立春木・大芝こども園))	5,590			令和7年度	0					0
				令和8年度	4,812					4,812
				令和9年度	778					778
医療事務員派遣業務委託 (総合通園センター運営事業)	12,792			令和7年度	0					0
				令和8年度	4,264					4,264
				令和9年度	4,264					4,264
				令和10年度	4,264					4,264

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
						国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
塵芥収集車借上げ （ごみ収集事業）	千円 22,680		千円	令和7年度	千円 0	千円	千円	千円	千円	千円 0
				令和8年度	540					540
				令和9年度	3,240					3,240
				令和10年度	3,240					3,240
				令和11年度	3,240					3,240
				令和12年度	3,240					3,240
				令和13年度	3,240					3,240
				令和14年度	3,240					3,240
				令和15年度	2,700					2,700
墓地台帳管理システム更新 （共同墓地管理事業）	3,630			令和7年度	0					0
				令和8年度	545					545
				令和9年度	726					726
				令和10年度	726					726
				令和11年度	726					726
				令和12年度	726					726
				令和13年度	181					181
お城まつり業務委託 （観光振興事業）	2,600			令和7年度	0					0
				令和8年度	2,600					2,600
学校給食調理業務委託 （学校給食運営事業（城北小学校・光明小学校・東光小学校・春木小学校・八木南小学校・山直北小学校・天神山小学校））	554,148			令和7年度	0					0
				令和8年度	184,716					184,716
				令和9年度	184,716					184,716
				令和10年度	184,716					184,716

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源				一 般 財 源
						国庫支出金	府支出金	地 方 債	そ の 他	
学校給食センター調理・運搬等 業務委託 (学校給食運営事業)	千円 1,341,251		千円	令和7年度	千円 0	千円	千円	千円	千円	千円 0
				令和8年度	178,834					178,834
				令和9年度	268,250					268,250
				令和10年度	268,250					268,250
				令和11年度	268,250					268,250
				令和12年度	268,250					268,250
				令和13年度	89,417					89,417

3) 地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前年度末現在高			当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額		
	補正前 の 額	補正額	補正後 の 額	当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前 の 額	補正額	補正後 の 額
				補正前 の 額	補正額	補正後 の 額	補正前 の 額	補正額	補正後 の 額			
1 普通債												
(1) 土木	1,915,297		1,915,297	577,100	268,100	845,200	160,732		160,732	2,331,665	268,100	2,599,765
(2) 農林水産	477,447		477,447	113,300	13,600	126,900	35,332		35,332	555,415	13,600	569,015
(3) 教育	6,420,474		6,420,474	864,600	59,100	923,700	639,896		639,896	6,645,178	59,100	6,704,278
(5) 消防施設	2,032,535		2,032,535	60,400	23,700	84,100	214,069		214,069	1,878,866	23,700	1,902,566
(6) 会館	2,273,043		2,273,043	175,400	1,300	176,700	216,253		216,253	2,232,190	1,300	2,233,490
(8) 都市計画	5,006,354		5,006,354	498,200	218,300	716,500	676,452		676,452	4,828,102	218,300	5,046,402
(9) 保育施設	228,691		228,691	42,700	27,000	69,700	39,578		39,578	231,813	27,000	258,813
(10) その他	2,205,973		2,205,973	973,400	489,200	1,462,600	148,601		148,601	3,030,772	489,200	3,519,972
計	21,636,440	0	21,636,440	3,399,600	1,100,300	4,499,900	2,213,427	0	2,213,427	22,822,613	1,100,300	23,922,913
一般会計計	48,778,380	0	48,778,380	3,399,600	1,100,300	4,499,900	5,060,050	0	5,060,050	47,117,930	1,100,300	48,218,230
合計	53,021,719	0	53,021,719	3,399,600	1,100,300	4,499,900	5,675,068	0	5,675,068	50,746,251	1,100,300	51,846,551

4) 給与費明細書

1 特別職

(一般会計)

区	分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	職員手当	計			
補 正 後	長 等	人 4	千円	千円 39,279	千円 29,933	千円 69,212	千円 12,795	千円 82,007	
	議 員	24	173,883		73,030	246,913	46,796	293,709	
	そ の 他	2,392	221,678			221,678		221,678	
	計	2,420	395,561	39,279	102,963	537,803	59,591	597,394	
補 正 前	長 等	4		39,279	29,933	69,212	12,795	82,007	
	議 員	24	173,883		73,030	246,913	46,796	293,709	
	そ の 他	2,389	221,597			221,597		221,597	
	計	2,417	395,480	39,279	102,963	537,722	59,591	597,313	
比 較	長 等	0		0	0	0	0	0	
	議 員	0	0		0	0	0	0	
	そ の 他	3	81			81		81	
	計	3	81	0	0	81	0	81	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職 員 数				給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
	職 員	任期付職員	再 任 用	会 計 年 度 任 用 職 員	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 1,379	人 1	人 41	人 (1,868)	千円 2,109,840	千円 5,457,239	千円 4,752,088	千円 12,319,167	千円 2,124,295	千円 14,443,462	
補 正 前	1,379	1	41	(1,864)	2,105,696	5,457,239	4,752,088	12,315,023	2,124,295	14,439,318	
比 較	0	0	0	(4)	4,144	0	0	4,144	0	4,144	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

ア 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与			費	共 済 費	合 計	備 考
	会計年度任用職員	報 酬	給 料	職 員 手 当	計			
補 正 後	人 (1,868)	千円 2,109,840	千円	千円 563,222	千円 2,673,062	千円 310,125	千円 2,983,187	
補 正 前	(1,864)	2,105,696		563,222	2,668,918	310,125	2,979,043	
比 較	(4)	4,144		0	4,144	0	4,144	

() 内はパートタイム会計年度任用職員

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額	増 減 額 の 増 減 事 由 別 内 訳		説 明	備 考
報 酬	千円 4,144	1	その他の増減分	千円 4,144	

